

○国土交通省令第五十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第八条第二項、第八条の二第一項、第二項及び第六項、第十九条の三十七第一項、第十九条の四十三第一項、第四十三条の八第一項並びに第五十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月一日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表第一号中「移し替えたタンクの識別記号」の下に「及び移し替えた洗浄水の量」を加え、同表第三号中「油性残留物の収集」の下に「、移替え」を加え、「の処分量」を「を移し替え、又は処分した量」に、「処分方法」を「移替え又は処分の方法」に改め、同表第四号中「排出又は」を「排出、移替え又は」に、「排出及び」を「排出、移替え及び」に改め、「排出し

」の下に「移し替え」を加え、同表第十三号中「油性残留物の」の下に「移替え及び」を、「油性残留物を」の下に「移し替え、又は」を、「各タンクから」の下に「移し替え、又は」を加え、「処分方法」を「移替え又は処分の方法」に改め、同条を第十一条の三とし、同条の次に次の三条を加える。

(法第八条の二第一項の国土交通省令で定める総トン数)

第十一条の四 法第八条の二第一項の国土交通省令で定める総トン数は、百五十トンとする。

(法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途)

第十一条の五 法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用するタンカーとする。

(船舶間貨物油積替えの記録)

第十二条 法第八条の二第六項の国土交通省令で定める事項は、法第八条の二第一項のタンカーに係る次に掲げる事項とする。

一 積み替えられた貨物油の種類

二 積み替えられた貨物油の量

三 積み込み又は取卸しの別

四 船舶間貨物油積替えを行つた日時

五 船舶間貨物油積替え時における当該タンカーの位置

六 船舶間貨物油積替えを行った他のタンカーの名称

第一号の三様式中「第12条」を「第11条の3」と改め、同様式(三)中「、日本語により記載するほか」を「移し替えたタンクの識別記号」とし、「及び移し替えた洗浄水の量(立方メートルによる。)」を「油性残留物(スラッジその他の油性残留物)の収集」とし、「移し替え」を加え、

「 | | | .3 | | | 総残留量(立方メートルによる。) | | | 」を

「 | | | .3 | | | 総残留量(立方メートルによる。) | | | 」を

「 | | | .4 | | | 手で収集した油性残留物の量(立方メートルによる。) | | | 」を

「処分方法」を「移し替え及び処分方法」とし、「油性残留物の処分量」を「移し替え、又は処分した油性残留物の量」とし、「非自動的な排出」とし、「排出し、移し替え」を「排出し、又は処分した量(立方メートルによる。)」(注3)とし、「排出又は処分の開始」を「排出、移し替え又は処分の開始」とし、
「 | | | .15 | | | 排出又は処分の方法 | | | 」を
「 | | | .15 | | | 排出、移し替え又は処分の方法 | | | 」を
「自動的な排出」とし、「排出し、移し替え」を加え、

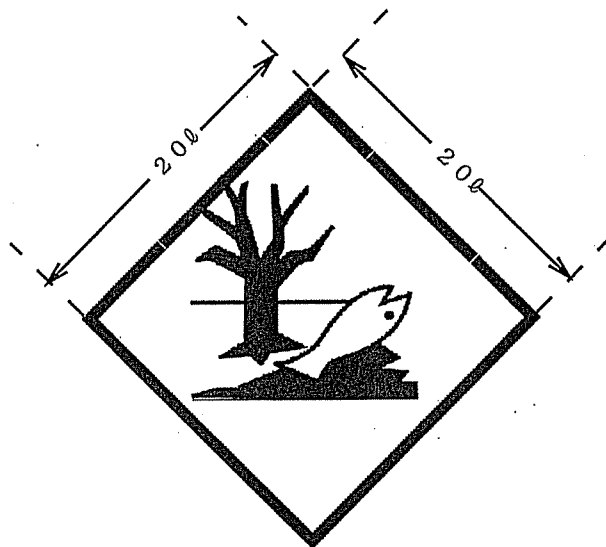
第一号の四様式中、「第12条」を「第11条の3」に改め、同様式(四)中、「日本語により記載するほか」を削り、「油性残留物及び油性混合物の」の下に「収集、移替え及び」を加え、「からの処分量」を「から移し替え、又は処分した量」とし、「処分方法」を「移替え又は処分の方法」と改め、「タンクへの移替え」の下に「又は他のタンクからの移替え」を加える。

第四号の二様式を次のように改める。



第4号の2様式（第37条の17関係）

（注 ①は、0.5センチメートル（コンテナに付す標札について
は、1.25センチメートル）以上とする。）



部 分	色 彩
地	白
線	黒
記 号	黒

(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第二条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第四号中「コールタール」を「タール」に改める。

第三十五条第一項第二号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等には、」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第八条の二第二項の国土交通省令で定める船舶間貨物油積替作業手引書の作成に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 当該タンカーの船舶職員が使用する言語により作成されていること。

二 次に掲げる事項が定められていること。

イ 船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項

ロ 船舶間貨物油積替作業管理者の氏名又は職名

ハ 船舶間貨物油積替作業管理者が作成する記録に関する事項

(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部改正)

第三条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第十六号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「(船舶間貨物油積替作業手引書を除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十六の二 船舶間貨物油積替作業手引書にあつては船舶間貨物油積替えに起因する油の排出の防止に係る設備の位置を確認できるようにすること。

第九条第一項第十六号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「(船舶間貨物油積替作業手引書を除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十六の二 船舶間貨物油積替作業手引書にあつては前条第十六号の二に掲げる準備

第九条第二項第八号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「(船舶間貨物油積替作業手引書を除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二 船舶間貨物油積替作業手引書にあつては前条第十六号の二に掲げる準備

第十八条第一号中「貨物艙を含む。」の下に「」及び法第八条の二第一項に規定する船舶間貨物

油積替作業手引書（ ）を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十二号様式中、

「 IMO Number

IMO Number

「 この証書の基となる検査が完了した日

Completion date of the survey on which this certificate is based :

「 この証書の基となる検査が完了した日

Completion date of the survey on which this certificate is based :

「 2.4 装置の最大処理能力は、

「 2.4 装置の最大処理能力は、毎時 立方メートル

「 bilge water holding tank(s) 」を「 oily bilge water holding tank(s) 」とし「 次の油性残留物

(スラッジ) タンク」を「油性残留物 (スラッジ) の船内保留のための次の油性残留物 (スラッジ

) タンク」に改め、 「oil residue (sludge) tanks」を「 for retention of oil residues (s

ludge) on board」に改め、

「 3.2 スラッジタンクに加えて、油性残留物の処分方法

Means for the disposal of residues in addition to the provision of slu

dge tanks :

3.2.1 油性残留物の焼却設備

能力 ----- リットル/時間

Incinerator for oil residues, capacity ----- l/h

3.2.2 油性残留物の焼却に適する補助ボイラー

Auxiliary boiler suitable for burning oil residues

3.2.3 燃料油と油性残留物を混合するタンク

容量 ----- 立方メートル

Tank for mixing oil residues with fuel oil, capacity -----

----- m³

3.2.4 他の有効な方法

Other acceptable means : -----

3.2 油性残留物 (スラッジ) タンク内に保留された油性残留物 (スラッジ) の処分

方法

Means for the disposal of oil residues (sludge) retained in oil residu

e (sludge) tanks :

3.2.1 油性残留物 (スラッジ) の焼却設備の最大能力 kW又はkcal/h (

該当しないものを抹消すること。)

Incinerator for oil residues (sludge); maximum capacity -----

----- kW or kcal/h (delete as appropriate) -----

3.2.2 油性残留物 (スラッジ) の焼却に適する補助ボイラー

Auxiliary boiler suitable for burning oil residues (sludge) -----

3.2.3 他の有効な方法を表示すること

Other acceptable means, state which : -----

「fitted with holding tank(s) for the retention」 「provided with holding tank(s) for t

he retention」 「(double bottom requirements)」

「5.8.5 この船舶は、第20規則の適用を受けていない。

The ship is not subject to regulation 20

「5.8.5 この船舶は、第20規則の適用を受けていない (適用のある枠に印を付け

る)。

The ship is not subject to regulation 20 (check which box(es) ap

ply):

. 1 載貨重量が5,000トン未満の船舶

The ship is less than 5,000 tonnes deadweight

. 2 第20規則1.2の規定に適合する船舶

The ship complies with regulation 20.1.2

. 3 第20規則1.3の規定に適合する船舶

The ship complies with regulation 20.1.3

5.8.7 この船舶は、第21規則の適用を受けていない。

The ship is not subject to regulation 21

5.8.8 この船舶は、第22規則の適用を受け、

The ship is subject to regulation 22 and :

. 1 第22規則2の規定に適合している。

complies with the requirements of regulation 22.2 -----

. 2 第22規則3の規定に適合している。

complies with the requirements of regulation 22.3 -----

. 3 第22規則5の規定に適合している。

22

22

complies with the requirements of regulation 22.5

5.8.9 この船舶は、第22規則の適用を受けていない。

The ship is not subject to regulation 22

5.8.7 この船舶は、第21規則の適用を受けていない（適用のある枠に印を付ける）。

The ship is not subject to regulation 21 (check which box(es) apply):

. 1 載貨重量が600トン未満の船舶

The ship is less than 600 tonnes deadweight

. 2 第19規則の規定に適合する船舶

(載貨重量トン数 \geq 5,000)

The ship complies with regulation 19

(Deadweight tonnes \geq 5,000)

. 3 第21規則1.2の規定に適合する船舶

The ship complies with regulation 21.1.2

. 4 第21規則4.2の規定に適合する船舶

(600 ≤ 載貨重量トン数 < 5,000)

The ship complies with regulation 21.4.2

(600 ≤ Deadweight tonnes < 5,000)

- 5 この船舶はバルポール条約附属書 I 第21規則2に規定される「重質油」を輸送しない。

The ship does not carry “heavy grade oil” as defined in regulation 21.2 of MARPOL Annex I

- 5.8.8 この船舶は、第22規則の適用を受け、

The ship is subject to regulation 22 and :

- .1 第22規則2の規定に適合している。

complies with the requirements of regulation 22.2

- .2 第22規則3の規定に適合している。

complies with the requirements of regulation 22.3

- .3 第22規則5の規定に適合している。

complies with the requirements of regulation 22.5

- 5.8.9 この船舶は、第22規則の適用を受けていない。

The ship is not subject to regulation 22

. 3 軽質精製油

white products

. 4 この証書に添付されている一覽表に記載された油類似有害液体物質

oil-like noxious liquid substances as listed in the attachment t

o the certificate

. 3 軽質精製油

white products

9 免除

8 A 海上における船舶間貨物油積替作業 (第41規則)

Ship-to-ship oil transfer operations at sea (regulation 41)

8 A. 1 この油タンカーは、第41規則に従つて船舶間貨物油積替作業手引

書を備えている。

The oil tanker is provided with an STS operations Plan in c

ompliance with regulation 41.

9 免除

改める。

第十二号の四様式中「[of Record] 及 [of certificate] 並」

The following fire-extinguishing systems, other systems and equipment containing ozone-depleting substances, other than hydrochlorofluorocarbons (HCFCs), installed before 19 May 2005 may continue in service:

及

The following fire-extinguishing systems, other systems and equipment containing ozone-depleting substances, other than hydrochlorofluorocarbons (HCFCs), installed before 19 May 2005 may continue in service:

並

The following systems containing HCFCs installed before 1 January 2020 may continue in service:
The following systems containing HCFCs installed before 1 January 2020 may continue in service:

及

並

「within an emission control area」 及 「outside of an Emission Control Area」 並 「that a」
「s」 及 「as」 並 「
0.50% m/m, and / or -----」

及

2.3.2 船舶が、第14規則3に規定する排出規制海域内を運航する場合には、

- 0.50% m/m -----] に、
 - 2.3.2 船舶が、第14規則3に規定する排出規制海域内を運航する場合には、
0.1% m/m, and /or -----] を
 - 2.4 揮発性有機化合物質 (VOCs) (第15規則)
0.1% m/m -----] に、
 - 2.4 揮発性有機化合物質 (VOCs) (第15規則)
VOC management Plan approval reference: -----] を
 - installed before 1 January 2000 that complies with: -----] を
 - installed before 1 January 2000 that complies with: -----] に
- 改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第四号の二様

式については、平成二十三年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

- 2 この省令の施行の際現に国際航海に従事する総トン数百五十トン以上のタンカーに交付されている第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急装置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（以下「旧検査規則」という。）第十二号様式の国際油汚染防止証書は、当該タンカーについて施行日以後最初に行われる定期検査、中間検査又は臨時検査の時期までは、同条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（以下「新検査規則」という。）第十二号様式の国際油汚染防止証書とみなす。
- 3 この省令の施行の際現に前項のタンカー以外の船舶に交付されている旧検査規則第十二号様式の国際油汚染防止証書は、新検査規則第十二号様式の国際油汚染防止証書とみなす。

- 4 この省令の施行の際現に交付されている旧検査規則第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書は、新検査規則第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書とみなす。